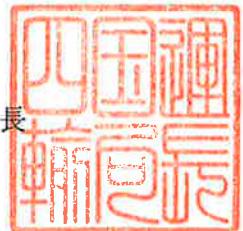


四運自旅第447号  
四運自貨第109号  
四運自監第74号  
四運技整第213号  
四運技安第114号  
令和7年11月21日

四国トラック協会連合会会長 殿

四国運輸局長

降積雪期における輸送の安全確保の再徹底等について



降積雪期における輸送の安全確保については、例年より各事業者団体に対し、傘下会員への周知徹底を依頼しているところです。

そのような中、令和7年1月に、四国運輸局管内の大型事業用自動車の立ち往生をきっかけとした渋滞及び車両滞留の事案が発生しました。

発生当時の状況について、当日の天候は雪で大雪注意報が発令中であり、また各報道機関から降積雪や凍結による路面悪化の発生について、注意喚起が繰り返し行われていたにもかかわらず、当該事業用自動車は冬用タイヤ未装着の上チェーン未携行であったとの報告を受けております。

降積雪期対策については、国土交通省では「気象予報や路面の状況、降雪状況等を勘案しつつ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底すること」を求めており、当該事案の発生は大変遺憾に感じております。

つきましては、本年も降積雪期が近づいてきたことから、貴会傘下会員に対し、あらためて降積雪期対策の徹底を周知いただくとともに、特に下記の事項については重点的に取り組んでいただきたいと存じますようお願いします。

なお、冬用タイヤ未装着等により事業用自動車が立ち往生した場合、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全を確保するための措置が不十分と判断されれば、行政処分の対象となることを申し添えます。

あわせて、トラック運送事業においては、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても、安全な輸送を行うことができない状況にもかかわらず荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口（目安箱）」、四国運輸局又は最寄りの運輸支局にその旨通報いただきますよう、周知方お願いします。

## 記

1. 大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。なお、「自動車の点検及び整備に関する手引き」を活用するなどして、適切なタイヤ脱着作業及びタイヤ脱着後の保守管理を実施すること。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を十分に確認するとともに、ホイール・ナットの緩みの点検等を実施すること。